

別府市告示第 72 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260号第1項の規定により、令和6年1月6日から、別紙のとおり、本市の区域のうち次の表の左欄に掲げる字の区域及びその名称を、同表の右欄に掲げる町の区域及びその名称に変更する。

令和5年 3月23日

別府市長 長 野 恭 統



記

字の区域及びその名称	町の区域及びその名称
大字南石垣字鶴見原の一部	東荘園一丁目
大字南石垣字鶴見原の一部、字野口の一部	東荘園二丁目
大字鶴見字鶴見原の一部	
大字鶴見字鶴見原の一部、字野口の一部	東荘園三丁目
大字南石垣字野口の一部	東荘園四丁目
大字鶴見字野口の一部、字屋上堀の一部、字横内の一部、字鶴見原の一部	
大字鶴見字野口の一部、字屋上堀の一部、字大野地の一部、字墓堂の一部	東荘園五丁目
大字鶴見字大野地の一部、字墓堂の一部	東荘園六丁目
大字鶴見字大野地の一部	東荘園七丁目
大字鶴見字大野地の一部、字南原の一部	東荘園八丁目
大字鶴見字南原の一部、字実相寺山の一部	東荘園九丁目
大字鶴見字下馬松の一部、字大野地の一部、字墓堂の一部、字横内の一部、字屋上堀の一部	緑丘町
大字鶴見字下原の一部	荘園北町

町の区域及びその名称	(ふりがな)
東荘園一丁目～九丁目	(ひがしそうえん〇ちょうめ)
緑丘町	(みどりがおかちょう)
荘園北町	(そうえんきたまち)